

## 標準時間・短時間及び延長保育について

### 保育時間

保育時間の区分	利用可能時間	該当する方
<b>標準</b> 時間	1日 <b>11</b> 時間 (7:00~18:00)	○両親とも就労時間が月120時間以上 ○妊娠・出産 ○疾病・障がい ○同居の親族の介護 など
<b>短</b> 時間	1日 <b>8</b> 時間 (8:00~16:00)	○両親いずれかの就労時間が月120時間未満 ○求職活動中 ○育児休業中 など

・保育標準時間認定に該当する場合でも、バス通園の場合や祖父母の協力が得られるなどにより、保育短時間の保育しか必要のない場合は、希望により保育短時間認定を受けることができます。

#### 【 保育時間イメージ 】

##### 標準時間 (7:00~18:00)

7:00		18:00	19:00
保育時間 (11 時間)			延長保育 A

##### 短時間 (8:00~16:00)

7:00	8:00		16:00	18:00	19:00
延長保育 B	保育時間 (8 時間)			延長保育 C	延長保育 A

### 延長保育

・延長保育は、仕事、病気などのやむを得ない事情のため保育時間の延長が必要な場合にのみご利用いただけます。

・延長保育の利用は、事前の申込みが必要です。

#### 【 延長保育料 】

区分	時間	延長保育料		
		金額	保育料階層	定額 (月額)
延長保育 A (標準・短時間)	午後 6 時から 午後 7 時まで	250円/回	第 1 階層	0円
			第 2 階層	月 3 回以上は 600円
			第 3 階層以上	月 8 回以上は 2,000円
延長保育 B (短時間)	午前 7 時から 午前 8 時まで	150円/回	第 1 階層	0円
延長保育 C (短時間)	午後 4 時から 午後 6 時まで		第 2 階層	月 3 回以上は 400円
			第 3 階層	月 5 回以上は 700円
			第 4 階層以上	なし

・同じ日に延長保育 A、延長保育 B、延長保育 C を利用される場合もそれぞれ延長保育料が必要です。(ただし、延長保育 B と延長保育 C の定額は合計回数で計算します。)